

令和2年1月教育委員会定例会 会議議事録

- 1 招集年月日 令和2年1月9日（木）午前10時
- 2 招集場所 カイギョウランドたかさと
- 3 出席者
教育長 大場 健哉
教育長職務代理者 遠藤 一幸
二番委員 高橋 明子
三番委員 荒明 美恵子
四番委員 大森 佳彦
- 4 出席職員
教育部長 江花 一治
教育部参事 佐藤 健志
教育総務課長 大瀧 浩信
生涯学習課長 田部 一
文化課長 植村 泰徳
中央公民館長 栗城 由紀
学校教育課主幹 武藤 幸意
教育総務課長補佐 佐藤 裕市
学校教育課長補佐 佐藤 茂雄
生涯学習課長補佐 田中 勲
生涯学習課長補佐 高橋 淳
文化課長補佐 鈴木 美智子
中央公民館長補佐 佐藤 誠
- 5 閉 会 午後0時06分

教育長 おはようございます。

皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和2年1月の教育委員会の定例会を始めてまいりたいと思います。

開会時刻は午前10時ちょうどということでお願いいたします。

続いて、会期の決定であります。会期につきましては本日1日としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 では、異議なしと認めますので、会期については本日1日と決定いたします。

続いて、3番の書記の指名であります。書記につきましては教育総務課の佐藤裕市課長補佐を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 異議なしということでありますので、書記には教育総務課の佐藤裕市補佐をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて4番、会議録の承認に移ります。

お手元に令和元年11月教育委員会定例会会議の議事録があると思うんですが、これらの内容について何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

荒明委員 荒明です。10ページの荒明委員と書いてあるところ、これは高橋委員の発言ではないかと思いました。

高橋委員 私もそう思います。

教育長 では、高橋委員ということで訂正をお願いします。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

＜なしの声あり＞

教育長 特になしということでありますので、この議事録についてはこのとおり承認するということでよろしいでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

教育長 それでは、異議がなしということでありますので、令和元年11月の教育委員会定例会の会議の議事録については、このとおり承認することといたします。

続いて、5番に移ります。

報告事項であります。行事等の報告についてですが、入る前に、ここについて何か事務局から加除訂正等ありましたらお願いします。

教育総務課長 こちらにつきましては特に加除訂正はございませんので、よろ

しくお願いいたします。

教育長

それでは、行事等の報告について事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

行事等の報告をさせていただきますので、1ページをお開き願います。

前回12月の定例会の開催日の12月16日から昨日までの行事等につきまして記載のとおり、4件でございました。日時、行事名、開催場所、出席いただいた皆様についても記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

今ほど行事の報告について説明がありましたが、この内容等について委員の皆様からご意見、ご質問あったらお願いいたします。

よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

それでは異議なしということでありますので、この行事等の報告についてはこの程度といたします。

続いて、(2)の教育長の報告ということで、報告第16号共催及び後援の承認について、これを取り上げますので、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、報告第16号について説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会の共催及び後援の承認申請につきまして12月の定例会以降、共催は承認案件がございませんでした。ゼロ件でございます。後援のみ3件を承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

なお、使用名義は喜多方市教育委員会でございます。

内容につきましては所管課から説明をさせていただきます。

生涯学習課長

3ページをお願いいたします。

後援3件でございます。事業名から内容をご推察いただけると思うものにつきましては、説明を省略させていただきます。

後援の1番でございますが、2020元日マラソン大会（第56回大会）につきましては、開催日以降、記載のとおりでございます。

後援の2番、事業名、第2回喜多方こどもスポーツまつりでございますが、これはスポーツ雪合戦を通して運動能力やスポーツに対する感性を育むとともに、児童生徒の交流を促進する目的で

開催がされるものでございます。今回で2回目の開催でございます。参加児童生徒の予定は75名を予定しているということでございます。

次に、後援の3番でございます。事業名が地区老連・中学生第19回親睦ソフトテニス大会でございます。これは、高齢者と中学生がソフトテニス大会を通して世代間交流を行い、明るい地域社会づくりの一助とするという目的で開催がなされるものでございます。対象は喜多方地区の老人クラブ連合会ソフトテニスクラブ員18人と、また中学生でございますが、喜多方熱塩加納ソフトテニススポーツ少年団約20人、合計約40人で開催がなされる予定でございます。

以上、報告いたします。

教育長

ただいま、後援についてですが3件説明がありました。この内容等について委員の皆様からご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

元日マラソンについては、100名を超える参加があったということですね。

生涯学習課長

はい。正確な人数は、手元にないんですが、参加人数は約120名ございまして、スタッフ総勢で140名を超えております。

教育長

ありがとうございます。多くの方が参加されて盛り上がった大会だったと思います。後で聞いたら、高校生なんかは、最後の人がゴールするまでコースを2周したという、そんな話も聞いています。すごいですね。そんな中身でありました。

では、これについてはよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

教育長

では異議なしということですので、共催及び後援についてはこの程度といたします。

続いて、6番の審議事項に移ります。議案として3件上がっておりますが、内容に入る前に、事務局よりここについて加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長

こちらについても特に加除訂正はございませんけれども、議案第36号の別冊が本日の配付になってしまいまして、大変申しわけございませんでした。

教育長

それでは、議案第36号を取り上げます。平成30年度喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についてであります。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、議案第36号について説明させていただきますので、4ページをお開き願います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条第1項の規定に基づき、平成30年度における喜多方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したいとするものでございます。

報告書につきましては、先ほど申し上げましたように本日の配付となってしまいましたが、別冊、こちらをごらんいただきたいと思います。

この点検・評価につきましては、前回の12月定例会におきまして内部評価と審議会の委員の意見につきましてご説明をさせていただきながらご協議をいただき、教育委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。なお、審議会からは、去る12月25日に答申をいただいております。

本日は、この報告書の3つの基本目標ごとに、それぞれ審議会委員の意見、教育委員の皆様の意見を踏まえた総括をそれぞれ、基本目標Ⅰが13ページ、基本目標Ⅱが17ページ、基本目標Ⅲが20ページで、一番最後に総括として21ページ、こちらに記載してございますので、それぞれ担当課から説明させていただきたいと思います。その後、皆様から審議のほうをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まず基本目標Ⅰから説明させていただきます。

学校教育課主幹

それでは、13ページをごらんいただきたいと思います。

基本目標Ⅰ、全ての子どもの「生きる力」を育むに関して、審議会委員の皆様の意見を踏まえた総括としてまとめたものを申し上げます。

今ほど申し上げました基本目標Ⅰの具現化のため、各小・中学校に対しては、確かな学力、豊かな心、たくましい体の育成を教育活動全体で行う取り組みを指導、支援をしてきたわけなんです。9ページにあります指標のところで、これまでの実績等記載しておりますけれども、指標にあります「人の役に立つ人間になりたいと思う」、「自分にはよいところがある」については、中学校については、現状値と実績値との比較をもとにしますと横ばいという状態でありますけれども、小学校では上昇傾向が見られ、この要因といたしましては、各校において認める、称賛する活動を継続することにより肯定的な自己理解に基づく自尊心が高まってきていると評価しているものであります。

一方、もう一つの指標にあります、「将来の夢や目標を持っている」ということについては、小・中ともに前年度よりパーセントとしては向上したものの、現状値と変化がないことから要因を探りますと、将来つきたい仕事や夢について考えさせる指導のもう少し深く掘り込んだ指導の充実というものが必要ではないかと考えるわけであります。そのため、この結果や原因を各校において課題を明らかにし、教員の目標達成への意識化及び日々の指導内容の見直し等について共通理解を図って臨むよう、指導が必要であると捉えております。

学ぶ力の育成について特化して記載してございますが、全国学力・学習状況調査の国語、算数、数学における全国平均との比較ということの指標に関しましては、なかなかその成果が数値にあらわれていない現状でございます。これまでも児童生徒が課題解決するための思考力・判断力・表現力等を高められるような授業の改善ということで教職員に対しては指導してきておりますけれども、今後も子供たち一人一人の学力に関する経年変化、同じ子供をずっと追っていくという経年変化を分析し、その分析結果を活用しながら望ましい学習習慣の育成、学習規律の定着というものを進め、学力向上等に生かしていくことが重要であるとまとめております。

さらには、審議会委員の方からもご意見を頂戴したわけなんです。幼児教育、小・中の発達段階に応じた教育の連続性を大切にすることで、幼小中連携のさらなる強化に努めていくということでもまとめてございます。

以上でございます。

教育長

基本目標Ⅰについての審議会委員の意見を踏まえた総括ということで説明ありましたが、ここについて、何かご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。

私のほうから1点だけ、これは中身についての意見ではなくて情報です。一番最後に、「さらに」の後から、幼児教育や小学校、中学校教育との関連、その連続性を大切にしていかなければいけないとあるんですけども、実はこの間、ある保育所の経営者から、保育所のほうに幼少中の連携について、その内容が伝わっていないんじゃないかと。来年度からは幼児、いわゆるこども園、幼稚園と、あと小学校あたりの会議がありますよね。そこに保育所も参加させていただきたいという意見が、実は2人から聞こえてきたので、その辺はやっぱ考えていかなければいけないなと

思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続いて基本目標Ⅱに移ります。

生涯学習課長

14ページからの基本目標Ⅱ、生涯学習活動への主体的な実践力を育むでございます。17ページをお願いいたします。生涯学習課、中央公民館も関係してございますが、まとめてご報告させていただきます。

審議会委員の意見を踏まえた総括でございますが、生涯学習講座の受講者数などは減少傾向にあるものの、スポーツ活動者数などは中間目標値を上回っていることから、全体としては生涯学習活動への主体的な実践力を育むことに貢献しているものと評価できるが、年齢に応じた生涯学習機会の提供、図書館の利用を通じた個人学習の推進、スポーツによる健康づくりや交流の拡大を図る取り組みなどにより、より多くの市民が主体的に学習活動やスポーツ活動に取り組む力を育めるよう、生涯学習・生涯スポーツの推進に努めていくことが必要である。

なお、人づくりの指針の活用による児童生徒の育成については、少年の主張において顕著な成績をおさめる生徒もあり、着実に成果があらわれてきていることから、今後も引き続き人づくりの指針の活用の取り組みを推進していくとまとめさせていただきました。

よろしくご審議をお願いいたします。

教育長

それでは、ただいま基本目標Ⅱについて、その総括についての説明がありましたが、ここについて委員の皆様からご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

荒明委員

荒明です。

3行目になりますが、年齢に応じた生涯学習機会の提供ということで、いいことだとは思いますが、年齢というと細かいので、年代というか、もう少し幅があったほうがいいのかと思います。

生涯学習課長

こちらにつきましては、公民館のそれぞれのライフステージに合わせた事業講座の実施などを想定して書いているものでございますが、ご指摘のように、年齢というと確かに細かくなってしまうので、年代というようなことでの訂正をさせていただきたいと思います。

荒明委員

青写真みたいなものはあるんでしょうか。

生涯学習課長

幼少期ですと、未就学児と保護者の方の合わせた講座というようなこと、また、小学校あるいは中学校の児童生徒を対象にした

ような地域とのかかわりを持った地域の方々との交流も含めたようなもの。特に小学校の児童生徒に対するような交流というものにつきましては、今後充実させていきたいと考えてございます。

また、高齢者の方については、活動はよく行われているところでございますが、青年層または壮年層の方々については、なかなか公民館活動とか生涯学習活動という部分での取り組みについて、今後どのように充実させたらいいのかということについては、さらに研究を重ねていく必要があると考えております。

教育長

よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますでしょうか。

高橋委員

高橋です。

前からこういったことを話し合ってきて、今さら申し上げるのはあれかもしれないんですが、生涯学習の持つ役割とか、公民館のあるべき姿のようなところをもう少し課題として捉えて、これから変わっていく地域の中でこういった生涯学習や生涯スポーツというのがどう変わっていかなくてはいけないかみたいなところが、少し欠けているような、そんな感じがしました。今この総括の中にそれを入れてほしいということとはできないかもしれませんが、今後そういったことも十分考えながら、新しい地域づくりの中でこういった地域を目指すか。それから、どのように生涯学習や生涯スポーツが公民館などとかかわっていくか。そうした将来の姿のようなものをもう少し考えていくということが必要だと思いました。

以上です。

教育長

どうですか。

生涯学習課長

この点については、確かにどの部分にも記載はないところでございます。今後の本当に大きな課題であろうと思います。これからご協議を申し上げます生涯学習、生涯スポーツの中期的な方針におきましても、教育委員の皆様からのご意見を頂戴しながら、今後のあり方、体制について検討させていただきたいと思えます。

高橋委員

お願いします。

この総括の文を読んで感じたことが、いろいろところで常に言われていること、ずっと前からこういうことを課題にして取り組んできていることだったので、もう少し踏み込んだ意識というかそういったものがあつたらいいなと思ったので申し上げます

た。

以上です。

教育長

ありがとうございます。ご意見として承っておきます。確かに生涯学習、生涯スポーツを考えたときにも、人口減少もあるし高齢化もあるし、そういうことを見据えた中でどういう姿を目指していくのかなというのを、もう少しはっきりというか、描きながら、そこに向かって、具体的にいうと幼児教育の段階、児童生徒の時代、それから青年層と、いわゆる段階に応じたあり方というものもきちんと考えていく必要があるのかなと思います。生涯学習課のほうでもいろいろ模索しながら、そして考えながら進めていくことでありますので、徐々にこの辺が具体化されていくのかなと考えておりますので、そんなところでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ほかにございますでしょうか。

では、基本目標Ⅱについてはよろしいでしょうか。

続いては、基本目標Ⅲに移ります。説明をお願いいたします。

文化課長

それでは、基本目標Ⅲについてご説明をいたします。点検・評価の18ページになります。まず、基本目標Ⅲ、歴史・文化・芸術への関心を高め豊かな感性と郷土愛を育むという基本目標に対しまして、20ページをごらんいただきたいと思います。これまでの事業の自己評価及び審議会委員の意見、教育委員さんからの意見等を全体的に踏まえまして、20ページに示してありますように総括をまとめたところであります。

全体的に文化芸術に触れる機会を提供するということとともに、文化財の保全と活用に関わる各種事業を実施してまいりました。これを通して文化財の活用ということについては、令和8年度の目標値を上回っているという状況でありますことから、基本目標Ⅲ、全体的には市民の文化芸術への興味を喚起し関心を高めるということに貢献しているものと評価をしているところであります。

しかしながら、一方で文化施設の活用というところにおきましては低調であったということでもありますので、これまで以上に市民のニーズを踏まえた文化芸術に触れる機会の充実に努めていくということとともに、地域の将来を担う児童生徒が参加しやすい仕組みを検討するなど、文化芸術を身近に感じる取り組みを推進していく必要があると捉えているところであります。

最後になりますが、さらに、審議会委員からの意見にもありま

すように、豊かな感性、郷土愛を育むということの目標を達成するために、新たな手法も検討していく必要があると考えているところであります。

以上です。

教育長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から何かお気づきの点、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。よろしいですか。（「はい」の声あり）

文化課を中心にして、これからはいろんな部分で一歩足を踏み出すような計画も、今、立案しているところでもありますので、これからさらに充実した活動が行われるかなと思っています。

続いて、この総括についてよろしいですか。

教育総務課長

それでは、21ページをお開き願います。

こちらにつきましては、教育委員会としての総括ということで、この点検・評価に関して大きくまとめたという内容になってございます。

平成30年度の各基本目標の総括として、基本目標Ⅰにおいては、将来の夢や目標を持っている児童生徒が増加しないなどの課題があるものの、各学校において、認める、称賛する活動の継続により、児童生徒の自尊心が高まってきているなど成果が上がっていることから、全体として「全ての子どもの生きる力を育む」ことに貢献していると評価しました。

基本目標Ⅱにおいては、スポーツ活動者数などで目標に向けた成果が上がっていることから、全体として「生涯学習活動への主体的な実践力を育む」ことに貢献していると評価しました。

基本目標Ⅲにおいては、文化財の活用で目標に向けた成果が上がっていることから、全体として「市民の文化芸術への興味を喚起し関心を高める」ことに貢献していると評価しました。

基本目標ごとに達成できていない施策等があるものの、全体として基本理念である「自分と郷土を誇り、自立と共生の精神をもって、たくましく生きる喜多方人の育成」にそれぞれ貢献しているものと評価しました。

審議会委員からは、教育委員会の自己評価とおおむね同等の評価をいただくとともに、さまざまなご意見をいただきました。このご意見を踏まえ、基本目標Ⅰにおいては、児童生徒が課題解決するための思考力・判断力・表現力等を高められるよう授業を改善していくことや、幼少中連携をさらに強化していくことなど、基本目標Ⅱにおいては、多くの市民が主体的に学習活動やスポー

ツ活動に取り組む力を育めるよう、生涯学習・生涯スポーツの推進に努めていくことなど、基本目標Ⅲにおいては、地域の将来を担う児童生徒が参加しやすい仕組みを検討するなど、文化芸術を身近に感じる取り組みを推進することなどに取り組んでいく必要があります。

また、教育振興基本計画において設定した各指標については、事業・施策ごとに目標に向けた成果が適切に推しはかれるよう教育振興基本計画の中間年度見直しを行う令和3年度までに検討するとともに、他の事業・施策でも利活用できるようにデータの共有化を図る必要があります。

今回の点検・評価で見えてきた成果と課題をもとに、喜多方市教育振興基本計画の進捗状況を管理し、より効果的な事務事業の推進を図ることにより、市民の信頼に応える教育行政となるよう努めてまいりますというような総括とさせていただきました。

以上でございます。

教育長

ただいま総括について説明があったわけですが、この内容等につきまして委員の皆様からご意見等ありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

<異議なしの声あり>

教育長

特に異議がないということですので、議案第36号については、原案のとおり可決することといたします。

続いて、議案第37号令和元年度喜多方市教育委員会表彰についてを上げます。事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長

では、議案第37号について説明させていただきますので、5ページをお開き願います。

喜多方市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、下記のとおり表彰したいとするものでございます。

まず、6ページをお開き願います。こちら表彰者名簿ということで、表彰区分、被表彰者氏名等、所属団体年齢等、住所、功績が一覧で記載してございます。

まず初めに、表彰区分につきまして説明させていただきたいと思っておりますので、10ページをお開き願います。

表彰区分は1号から7号までございますけれども、今回の表彰者につきましては1号と6号、7号に該当する方が対象となっておりますので、その区分につきまして説明させていただきます。

1号につきましては、教育行政に従事し、その功績が顕著な者

として、右側のアとして、非常勤公民館長や社会教育委員など、通算6年以上在任した方で、イとして、多年にわたり学校医や学校歯科医として功績があった方を表彰してございます。

飛びまして、6号でございますが、学術、芸術その他の文化的活動またはスポーツにおいて優秀な成績をおさめた者ということで、アとして学芸文化大会等の県大会以上において最上位の成績をおさめた個人または団体。イとして、スポーツ大会の、やはり県大会以上の大会におきまして最上位の成績をおさめた個人の方または団体ということで表彰させていただきます。

第7号としましては、こちらにつきましては1号から6号以外でその功績が顕著であると教育委員会が認める者というような、こういった選定基準になってございます。

では、6ページにお戻り願います。

まずナンバー1から14番まで、こちらが先ほどの1号のAに該当する方で、それぞれ社会教育委員や体育指導員及びスポーツ推進委員、そして美術館運営協議会委員、公民館長、図書館協議会委員としてそれぞれ功績があった方ということで、14名の方を表彰させていただきたいと考えてございます。

次ページ、7ページをお開き願います。

ナンバー15と16の方につきましては、1号のイということで、お二人とも学校歯科医として多年にわたり功績があったと認められた方ということで表彰させていただくものです。17から20番までは、6号のAということで、文化大会等で、県大会以上で最上位の成績をおさめた個人、そして団体ということで表彰させていただきたいと考えてございます。21番から23番までが6号のイということで、こちらはスポーツ大会で最上位の成績をおさめられたということで表彰させていただきたいと考えてございます。24番から26番につきましては、7号ということで、1号から6号以外で教育委員会が認める者ということで表彰させていただきたいと考えてございます。

こちらにつきましては、去る12月26日に教育部長を委員長とします教育部各課長により構成する選考委員会を開催いたしまして、各学校や関係団体等から内申のありました被表彰者につきまして審査をさせていただき、その審査結果が25名の個人と1団体ということでございます。それぞれ具体的な功績等につきましては、功績欄に記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

また、5ページにお戻りいただきまして、表彰式の挙行日でございますけれども、令和2年の2月11日火曜日、建国記念の日の祝日でございます。午前10時半から行いたいとするものでございまして、会場につきましては、喜多方プラザの小ホールを予定してございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。

教育長

今、説明ありましたが、この教育委員会表彰の内容等につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等あったらお願いいたします。よろしいですか。（「なし」の声あり）

なお、7ページをごらんいただきたいんですが、高郷中の生徒さん、これは青年の主張で全国大会に行ったお子さんであります。あと、19番の耶麻農業高校の生徒さんですが、県大会で最優秀賞となっていますが、東北大会でも最優秀賞で、全国大会が8月です。中学校のころは不登校であったお子さんだと思いますけれども、その子がこういう活躍を見せている、素晴らしいなと思います。もし可能であれば、お二人の発表なんかをこの場で聞くような機会もあればいいのではないかなというふうには思いました。

では、この議案第37号については、委員の皆様から特にご異議はございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

では異議なしと認めますので、議案第37号令和元年度喜多方市教育委員会表彰については原案のとおり可決することといたします。

続きまして、議案第38号喜多方市美術館において収集する美術作品等についてを申し上げますので、説明をお願いいたします。

文化課長

それでは、11ページをごらんいただきたいと思います。

議案第38号喜多方市美術館において収集する美術作品等についてであります。こちらにつきましては、喜多方市美術品収集委員会から収集する作品等につきまして答申があったところで、喜多方市美術館条例第19条の2第2項の規定に基づきまして、下記のとおり美術作品等を収集したいとするものであります。

収集する作品につきましては、絵画作品が14点、版画の作品が4点、工芸作品が9点、合計27点となっております。このうち寄贈の物が25点、購入したいとする物が2点であります。

詳細につきましては別紙資料をごらんいただきたいと思います。資料の1が一覧表、別紙資料の2がそれぞれの作品、作家の

詳細等を示してございますが、まず今回、収集委員会より当初いただきました内容につきまして、教育委員会から11月の定例教育委員会で諮問した内容につきましては、全体で収蔵作品候補数が28点でありました。しかしながら、収集委員会でご審議をいただいたところ、別紙資料の1の表の(1)寄贈作品の中のナンバー26でありますけれども、この陶器の水入れであります、収集委員会の委員の方々からは、この15周年記念展の水入が1点物の作品なのか、あるいは記念品として複数制作された作品のうちの1点なのかということが作品の価値にも影響してくるというようなことで、来歴が不明な部分があったので、今回はこの作品の収集については保留という形となったところであります。したがって、市教育委員会から諮問しました28点のうち、全体で27点について収集するに値するものと判断をされたところであります。

さらに、(2)の購入候補の作品2点につきましては、大変よい作品である。さらに三島町出身でありますけれども、酒井三良という作家の作品については、これまでも喜多方市美術館で9点収集をしておりますので、さらにそのコレクションを充実させるという意味でも、ぜひとも収集してほしいという意見があったところであります。

全体としての収集は27点ということで承認をいただいていたところであります。以上です。

教育長

ただいま説明ありましたが、この内容等につきまして委員の皆様方からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

保留分については、まだわからないですか。

文化課長

今現在、調査が進んでいないところであります。

教育長

特にご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

教育長

ご異議なしと認めます。素晴らしい作品があります。ぜひ美術館を訪れてください。

では、異議なしということでありますので、議案第38号喜多方市美術館において収集する美術作品等については、原案のとおり可決することといたします。

以上で審議事項のほうは終わります。

続いて、7番の協議事項に移ります。

4点ほど上がっていますが、内容に入る前に、事務局より加筆訂正等ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 こちらについても加筆訂正はございませんけれども、協議事項11につきましては、本日の配付になってしまいまして、大変申しわけございませんでした。

教育長 では、協議事項8を取り上げます。令和元年度生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針（案）についてであります。説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、お手元に資料が3種類ございます。1つが、去る12月20日に開催をいたしました社会教育委員さんの会議で、この中期的な方針に関するご意見等を頂戴したものでございます。もう1点が冊子でございまして、協議事項の8の生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針（案）でございます。それから、A3判でございますが、この中期的な方針に反映されるものではないというのは注釈でございますが、今後のこの中期的な方針の取り組みの中で新たな視点や重点施策に関する取り組みの方向性、事業の方向性などを検討するたたき台の一覧表となっているものでございます。以上、3種類につきましてそれぞれ関連がございますので、その都度ご説明を申し上げながら進めさせていただきたいと思っております。

まず、冊子でございますが、令和元年度の生涯学習・生涯スポーツ分野の中期的な施策推進の方針（案）でございますが、この案につきましては、先月の教育委員会においては見え消しの状態でご協議をいただいたものでございます。今回につきましては、その削除の部分は除きまして前回の計画と、またご意見をいただいた内容について訂正をさせていただいたものについてアンダーライン部分だけを残し、冊子とさせていただきました。

なお、前回の会議の中で荒明委員から頂戴をいたしました表記につきましては、12ページでございますが、アからエまでに關する取り組みの2行目、学校において、ここで総合的学習の時間という表記がございましたが、体育の時間などで陸上や水泳の指導ができるというふうに訂正をさせていただいているところでございます。

なお、社会教育委員の会議におきましても、このことにつきましてご報告を申し上げさせていただきまして審議をいただきましたが、この内容につきまして新たな訂正等はなかったものでございます。

次に、社会教育委員さんからの意見等と、A3判の表について、それぞれ関連する部分についてご説明を申し上げます。

まず、1 ページから 3 ページまででございますが、これは学びを通じた心豊かな人材の育成の部分でございます。これにつきましては前回の会議では、施策目標、重点施策、重点施策の目的、現行事業の部分でお示しをさせていただきました。今回は新たな視点または評価する視点、そしてそれによる重点施策に関する取り組みの方向性、また、新たな事業の方向性や指標、実施年度等について記載をさせていただきました。この施策推進の方針でございますが、今回中期的な方針に反映されるものではなくて、現段階の事業体系のたたき台でご協議を申し上げるものでございます。このたたき台をごらんになっていただいて、ご意見を頂戴しながら、さらに検討をしてみたいと思います。なお、たたき台の内容につきましては、変更や削除となる場合もございますので、ご了承いただきたいと思います。また、新たな視点以降でございますが、社会教育委員さんのほうにもご説明申し上げた内容でございますが、ご意見をいただきながら検討してみたいと考えております。

では、随時ご説明を申し上げます。

まず、重点施策の喜多方市人づくりの指針の活用でございますが、新たな視点または強化する視点は、全てにおいて、地域と学校の連携・協働の視点で考えてございます。これは、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子供たちの成長を支えるということについて新たな視点や強化する視点として捉えております。また、重点施策に関する取り組みの方向性でございますが、指針を浸透させるために指針に示された努力目標に関連づけた実践的な取り組みの展開といたしまして、右側、新たな事業の施策の方向性は記載のとおりでございます。また、子供から大人まで市民一人一人が指針を理解し、全ての市民が育まれる取り組みの展開につきましては、新たな事業の方向性といたしまして、右側の 3 件の事業の方向性を示させていただいたものでございます。

次に、各種団体の育成と活動への支援でございますが、重点施策では、活発に活動できる団体を育成するための取り組みといたしまして一つ、また、団体が活発に活動できるように団体活動の活性化のための取り組みといたしまして一つでございます。

なお、社会教育委員さんからは、この 1 ページの 1 番下の、団体の活動活性化のための支援で優先的にという表記がありますが、どのようなことでしょうかというようなご質問がございます。

た。これにつきましては、社会教育関係団体が生涯学習の取り組みを実施する場合には、施設利用を優先的に行っていくというようなことを想定した記載ということをご説明させていただきました。また、団体が求める支援というものについてどのような方法で把握するのかというご質問に対しましては、アンケートを実施してニーズの把握に努めてまいりたいとお答えを申し上げましたが、社会教育委員の方からは、アンケートを集計した場合に、団体が求めている全ての要望に対応できないと思われるので、アンケートは参考程度に実施するなどの記載をしたほうがよいのではないかなというような要望も上がっているところでございます。

2ページをお願いいたします。

茶色の重点施策に関する取り組みの方向性でございますが、情報をデザイン化しまして、探しやすく受け取りやすい情報の提供ということにつきましては、事業の方向性としては記載の2点を方向性として示させていただいたところでございます。

その下でございますが、生涯学習の機会と場の提供では、ライフステージに合わせた学習機会の充実と、地域課題に対応する生涯学習機会の拡充ということにつきましては、右側の社会教育施設による生涯学習機会の提供ということで示させていただきました。また、自主的・自発的に学習を行う意欲を醸成するための取り組みといたしましては、右側2つの方向性について示させていただいたところでございます。

3ページをお願いいたします。

市立図書館の活動の充実でございますが、個人学習の拠点として市民に役立つ取り組みの展開といたしましては、右側、蔵書の充実。また、市民が利用しやすい仕組みや環境を整える取り組みの展開といたしましては、サービスの向上というような事業の方向性を示させていただきました。また、子供から大人まで、読書をするきっかけや読書に親しむことができる取り組みの展開といたしましては、記載の3つの事業の方向性を示させていただいたところでございます。

社会教育施設の整備につきましては、記載のとおりでございます。

以上が、学びを通じた心豊かな人材の育成でございますが、これの重点事業に対する取り組みの方向性、新たな事業の方向性などについてご協議をいただければと思います。

次に、スポーツに親しめる機会の拡充でございます。内容は同じでございます。茶色の新たな視点または強化する視点でございますが、これにつきましても、スポーツ交流都市宣言やライフステージに合わせた運動プログラム、また、これは地域と学校の連携・協働の視点ということも取り入れながら、今回方向性について検討を行っております。

まず、スポーツに参加できる機会の提供でございますが、市民の主体的なスポーツ活動のための取り組み、誰もが身近にスポーツに参加できる取り組みを重点施策に対する方向性といたしまして、事業につきましては右側2つを書いたところでございます。

なお、この一番上の新たな事業の方向性で、地域の身近な場所ということにつきまして社会教育委員さんからは、⑧、⑨のご意見をいただきまして、ここでは4ページ、新たな方向性の一番上で、大きなイベントだけではなく、地域で行えるイベントも必要であるという要望をいただきました。また、⑨では、競技スポーツではないスポーツ、例えばヨガやピラティス、ダンスもスポーツの分野に入るのではないかと。室内でできるものも、この新たな事業の方向性の中での視野に入れるようにというご指摘も頂戴しているところでございます。

また、ここでは障がい者の関係のこともご意見を頂戴しております。これは、社会教育委員さんの④でございます。スポーツ振興の観点から、障がい者スポーツについても計画に取り入れていくべきであるということのご質疑がございまして、障がい者に係るスポーツにつきましても計画に取り入れていることを含めてまいります。また、社会福祉課で障がい者福祉計画を策定してございますので、連携した取り組みにしていくというようなことでお答えを申し上げているところでございます。

その下でございますが、取り組みの方向性で、スポーツ交流都市宣言、健康に着目した取り組みでございます。これにつきましては右側2つの事業の方向性を示させていただきましたが、ここでも社会教育委員さんからは⑦のご意見を頂戴しました。

スポーツと健康について、運動をすればポイントがたまるなどの制度によって、介護保険や医療保険が減少する取り組みが必要ではないのかと。健康であれば保険料をキャッシュバックする。健康へ直結する取り組みがあれば、みんな参加していくのではないかとというようなご意見を頂戴いたしました。そこでご答弁申し

上げたのは、保健課で健診や運動に関連したポイント制度も実施しておりますので、それらのことについても実施しているというご答弁を申し上げたところです。なお、具体的には、きらり喜多方健康ポイントという取り組みを保健課のほうでやっておりまして、ここで健診や1日15分以上の運動などをすればそのポイントがたまりまして、3,000ポイント以上ですと500円の商品券というような形になります。この取り組みがあるようなことについてご報告を申し上げたところでございます。

次に、重点施策に対する取り組みの方向性の3番目、ライフステージに合わせた運動プログラムへの取り組みでございますが、これにつきましては新たな事業の方向性は右に記載のとおりでございます。

次に、スポーツ交流の推進でございます。スポーツ交流都市宣言、交流に着目した取り組みや、スポーツを通じた学校、家庭、地域が連携・協働しながら子供たちを支える取り組みに関しては、右側3件の事業の方向性について示させていただきました。このことにつきましては、社会教育委員の皆様からは特にご意見等はなかったところでございます。

次ページをお願いします。

重点施策に関する取り組みの方向性の一番上でございます。スポーツ交流都市宣言、育みに着目した取り組みでございます。これにつきましては、事業の方向性2つを示させていただきましたが、この中で社会教育委員の皆様からは、一番上の幼児期のスポーツ・レクリエーション活動の普及事業の展開ということに際しまして、社会教育委員さん、⑥のご意見をいただきました。

読み上げますと、幼児期のスポーツ・レクリエーションで公園の遊具を設置しても使われていない状況であるので、公園の既存遊具を利用して、地域の方を巻き込んで、遊びの講習など継続できる事業をやってはどうかという要望でございました。

次に、重点施策に関する取り組みの方向性の2つ目でございます。スポーツを通じた学校、家庭、地域が連携・協働しながら子供たちを支える取り組みにつきましては、再掲でございます。右側、新たな事業の方向性で2つを示させていただきました。

次に、競技力の向上や力量を試せる場の提供でございますが、これは新たな視点でございます。スポーツ上級者に向けたスキルアップのための取り組みにつきましては、右側の1事業の方向性でございます。また、体育協会と連携した取り組みということで

ございますが、これも右側の事業の方向性を示させていただいたところでございます。

次ページをお願いいたします。

指導者とボランティアの育成・確保でございますが、重点施策に関する取り組みの方向性といたしましては、スポーツ上級者に向けたスキルアップのための取り組みがございます。これは再掲でございますが、右側に事業の方向性を示させていただきました。

この事業の方向性に対しまして、社会教育委員さんからは、⑤のご意見を頂戴いたしました。個人競技種目の競技力向上に特化した事業の展開に期待をしたいと。競技別の講師を招くような支援を求めたいというご意見でございます。ご答弁申し上げましたのは、支援のあり方につきましては、喜多方市体育協会と話し合いを行ってまいりますということで、ご答弁を申し上げているところでございます。

重点施策に関する取り組みの方向性の2つ目でございますが、大会やイベントの円滑な運営を補助するための取り組みといたしまして、右側の事業の方向性でございます。ボランティアの登録制度の実施などを記載いたしました。3番目ですが、後継者の発掘や継続的な指導のための取り組みにつきましても、右側の事業の方向性を示させていただいたところでございます。

次に、団体間の連携強化でございますが、重点施策の方向性では、各スポーツ関係団体の組織強化のための取り組み、また、各スポーツ関係団体の運営支援の取り組み、生涯スポーツ・競技スポーツ振興のための取り組みにつきまして、それぞれ事業の方向性を記載のとおり示させていただいたところでございます。

7ページをお願いいたします。

漕艇場を活用したボートのまちづくりでございます。ボートのまち宣言に基づいた取り組みといたしましては、右側の2つの事業の方向性を示させていただきました。

次に、重点施策の方向性の2つ目、スポーツ上級者に向けたスキルアップのための取り組み。これは再掲でございますが、これにつきましては、右側に記載の事業の方向性ということで、オリンピック選手等のトップアスリートを招いた講習会等の開催というような方向性を示させていただきました。

体育施設の整備につきましては、記載のとおりでございます。

また、学校施設の開放につきましても、従来の方向性ござい

ます。

次に、8ページをお願いいたします。

これは、郷土を誇り自己啓発できる青少年の育成でございます。

まず、青少年健全育成団体の活性化でございますが、重点施策に対する取り組みの方向性では、学校・家庭・地域が協働して行う青少年健全育成活動の展開でございます。3つの事業の方向性を示させていただきました。記載のとおりでございます。

また、家庭や地域等で組織される団体が行う青少年健全育成活動への支援につきましては、右側、子供会活動への支援について示させていただきました。

次に、放課後子ども教室の拡充でございますが、重点施策の方向性としましては、地域の方々の参画を得た青少年育成事業の展開ということで、右側の事業の方向性としましては、公民館を核とした青少年の育成というようなことに取り組む方向性を示させていただきました。

このことに関しまして社会教育委員の皆様からは⑩のおただしを頂戴しました。⑩で、放課後子ども教室はなくなってしまうのかというようなおたしでございます。この放課後子ども教室につきましては、中期的方針の中でもご説明させていただきましたように、公民館で類似事業を実施しているので、その事業に融合を図っていくということで、各公民館で実施内容の違いはありますけれども、既に児童を対象にしたさまざまな事業を行っておりますので、公民館の現行事業を行いながら、さらに公民館事業が充実できるものについては対応いただくということでのご答弁を申し上げているところでございます。

次ページをお願いいたします。

青少年ボランティアの育成と活動の推進でございますが、重点施策の方向性では、青少年ボランティアを推進させるために、ボランティア活動を行う青少年の拡大を図るということで、方向性は1つ、また、社会福祉協議会と連携して青少年ボランティアの養成、活動を推進する体制づくりということで、右側の活動の方向性を示させていただいたところでございます。

以上につきましても、社会教育委員の皆様の中でご審議をいただいたり、調整をさせていただきました。また、そのほかにも、文言の関係でいろいろ表現の統一を図るようという社会教育委員の皆様からのご指摘がございましたので、それらを訂正し

て、今回教育委員の皆様にご協議を申し上げるものでございます。よろしくお願いいたします。

教育長

ただいま説明ありましたが、まず最初に、こちらの冊子の生涯学習・生涯スポーツの分野の中期的な施策推進の方針（案）についてであります。前回のこの会議の中で、荒明委員からご指摘あった部分で12ページですか、ここが変更されております。総合的な学習の時間という文言があったんですが、それがなくなって、体育の時間等とした。それについてはよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ほかに、この中期的な施策推進の方針（案）について、何かご意見等ありましたらお願いします。よろしいですか。（「なし」の声あり）

では続いて、先ほどこのA3判の用紙を用いて説明ありましたが、大きく中身的には、施策目標1から3となっております。

最初に、施策目標の1の学びを通じた心豊かな人材の育成で、1ページから3ページまで、その中で何かご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員

全体的なことになってしまうかもしれないんですが、この方向性というのを見ていて、書いてあることがすばらしいことで、そのとおりにいったらいいなとは思いますが、どうも、先ほどちょっと申し上げましたが、前から言っていること、特に地域と学校の連携などという新しくやらなくてはいけないなということ、見直さなくてはいけないなということだと思うんですが、どうも何か一般的なことのような気がしてならないというところがありまして。やはりこれから学校と地域の形が変わっていく中で、何を指すかというのがあまり見えないという感じがしてしまって、書いてあること自体はいいんですけども、何かプラスアルファというか、どうなりたいたのかわからないというんでしょうか。自分でもよくわからないんですけども。例えば地域と学校の連携という話は、これもずっと前から言われていることなので、今ここでもう一度地域と学校の連携というのを言うということとはなぜかということも、言ってもらえるといいかなと思います。

それから、今、地域と学校の連携が必要だったり、あと地域の人の力が必要だったりする中には、やはりどうしても防災とかコミュニティづくりといったことも欠かせないのではないかなと、私は思います。その辺の言葉が何もないというところが、何

かこう、前と同じことを言っているんだなという印象になってしまふような気がするので、やはりなぜ人づくりというか、自分たちで学習を進めていかなくتهはいけないのかといったら、やはり助け合ったり、コミュニティーをしっかりとさせて防災のときに役立つような地域にしていくという、そういうことがとても私は大事だと思うんだけど、そこが感じられるような何かが欲しかったと思いました。感想です。

教育長

感想ということではあったんですが、生涯学習課のほうで何かその辺について。

生涯学習課長

ありがとうございます。委員ご指摘のように、学校と地域の連携、前々から言われておりますが、また改めてここで表記ということで、この視点を重点的に進めていきたいということは、やはり時代の流れの中で、学校と地域とのかかわり、また地域の中のコミュニティーというものが希薄になってきているということもございます。さらに、学校の取り組みの中でコミュニティースクールという新たな取り組みも始まりまして、それとまた地域の中では、地域学校協働本部というような取り組みも新たに始めていくということも必要になってまいりますので、その点で改めてここに地域と学校の連携・協働の視点というもので加えさせていただいたものでございます。

なお、何を目指していくのか、どうなりたいたのか見えていかないというご指摘がございましたので、その辺につきましても十分踏まえながら、具体的な事業も検討はしてまいりたいと思います。ありがとうございます。（「教育長、補足よろしいでしょうか」の声あり）

教育部長

このA3の部分の位置づけというか意味合いは、現在この教育振興基本計画に基づいていろんな生涯学習、スポーツ、青少年育成をやっているんですけども、それに基づいて先ほどやっていただいたこの中期的方針で、当面ここ数年、二、三年見越して、こんな方向でいこうかという。こっちは現行どおりの体系のところではどういうふうに進めていきたいと思いますかという意味合いでこれをつくっているんですね。このA3のところは、今の教育振興基本計画の体系を度外視というに変かもしれないですけども、今後、将来に向けて高橋委員がおっしゃっているように、生涯学習、生涯スポーツ、青少年育成、どうあるべきなのか、新たにどうしていくべきかというのを考えていきたいと思いますという趣旨でこれをつくっていますので、先ほど、最初に生涯学習課長が申し

上げましたように、赤字で書いてありますけれども、まだこれを反映させていっているわけではないんですね。ここでいろんな意見を聞きながら、当然今回で決まりということではなくて、いろんな意見を聞きながら、今はこういうイメージで今後の方向性を考えていますけれども、社会教育委員の皆さんとか教育委員の皆さんとかの意見をいただきながら、どういうふうにして将来に向けて生涯学習、スポーツをどうしていったらいいかというのをもっと深めていきたいと思いますというか。それで、体系をある程度見直したものを次期の教育振興基本計画の中間見直しのあたりでできるだけ反映させていったらいいなということをつくっているところでございます。だから、まだ発案といいますか、まだ我々としても発想の段階といいますか、そういうことでございます。高橋委員もおっしゃっていましたように、先ほどの点検・評価でもありましたように、将来を見据えて生涯学習とか生涯スポーツがどんな役割を果たす必要があるのかとか、あとはその中で公民館はどういう役割を果たすべきなのかという視点も当然入るべきだと思いますので、いろんな意見をいただければと思います。防災だったり、コミュニティーだったりという、キーワードでもいいので、そういった意見をいただきながら、変えていきたいなと。

これは、私の個人的な考えになりますけれども、余り総花的にというか、あれもこれも入れちゃうと特徴がなくなるという言い方は変でしょうけれども、何か力をどこかに絞ってもいいのかなという気もしたりします。例えば、学校の連携に絞る。永遠にというわけじゃなくて、次期はそっちに絞っていいか、そういう観点で事業を組もうかとか、そういう発想があってもいいのかなとは思っていますが。これは私も今のところ発想の段階というか、イメージの部分もありますけれども、自由に発想していきたいというのが主眼であります。

ですので、いろいろご意見をいただきたいと思います。

教育長

今部長からいろいろありましたが、その趣旨等を踏まえると、もっとざっくりばらんにここに対して委員の皆様からのご意見等があったほうが、後々役立つのかなと思いますね。それで、先ほど高橋委員からもありましたし、課長からの説明にもありましたけれども、例えば最初の学びを通じた心豊かな人材の育成の中で、地域と学校の連携・協働の視点という部分がありますが、これは前々から確かに言われていることなただけけれども、実際これ

からやろうとするのは、やっぱり小学校を特に中心として始まっているコミュニティースクールとのかかわりで、いわゆる地域学校連携協働本部づくりというものをやっていかなきゃいけないと思いますね。だから、そういうものをきちんとやっぱり位置づけるような形で、やっぱりこういう計画も進めていったほうが、先ほど部長が言った重点化というか、そういう部分も明らかになってくるのかななんて思ったりもしました。だから、お気づきの点があれば何でも出していただければと思います。

どうですか。施策目標①に関して何か。これからの喜多方市の姿等も見据えながら考えていただければいいかなと思います。

高橋委員

言い出したら切りがないんですけども、ぜひ入れていただきたいのは、心豊かな人材の育成というのはとてもすばらしい言葉だと思うので、自分が学んで地域に還元していくというのは、もうずっと前から言われていることで、なかなかそこが実践できない課題だとは思いますが、そのほかに、弱者という言い方はちょっと違うのかもしれないですけども、自分とは違うもっと少ない人数の人たちに対する支援とか、支え合うといったそういう気持ちで、やはり私たちの住んでいるような超高齢社会ですとかいったところでとても必要で、そういう学習というのも福祉分野だけでなく、やっぱり生涯学習として取り組んで、自然に支え合うことができるような。高齢者だけではなく、障がいを持った方やちょっと行き詰まってしまった子供さんとか、そういう人たちに対しても、やはり一歩進んで、そういう問題を抱えているというところを認識して一緒に歩いていくというのが少し足りなかったような気がするので、そういった学習の場も入れてもらえるといいと思うんですが。それをいきなりここに加えていただくと言っているわけではないんですけども、今までどおりの生涯学習を発展させ、充実させというと、そこに参加できる人、やる気のある人だけに開放されているような気がするので、やはりコミュニティをつくっていく上ではそれだけではないと感じるので、そこにもちょっと視点を広げていただきたいと思います。

以上です。

教育長

とても大切な意見だと思います。ちょっと話はずれるかもしれないけれども、今回国の表彰をうけた、喜多方市の家庭支援団体。あれはたった8人なんですよね。しかも自分たちの自腹を切ってやっているのと同じで、今のところその支えが公民館活動なんで

すね。それも打ち切られるかもしれないというような中で頑張っていて。最初は国からの補助でやっていた団体であるんだけど、それがずっと続いていて、それこそ女性の方が中心なんですよ。お子さんが小さい人の母親たちの援助とか、いろんな講演会とかもやっている。そういうところに対して、これは広く考えれば生涯学習であるし、社会福祉にも関係あるのかなとかと、いろいろ関連出てくるんだけど、そういう団体さんが喜多方市は頑張っている。それを全部すくい上げるなんていうことは不可能かもしれないけれども、今、高橋さんの意見を聞いて、ある程度市のほうの施策の中でカバーしながらいけたら、もっと良い喜多方市になってくるんじゃないのかと思ったりもするんですけども。だから、そういう少ない人数の人たち、頑張っている人たちも応援できるような何か仕組みがあったらいいな、なんては思います。公民館のほうもなかなか手いっぱいになってきているし、非常に厳しい状況でもありますが。

確かに、最後にあったように、参加できる人とか、やる気がある人、そういった人が中心にはなるのかもしれないけれども、そうでない人たちも何か手助け等ができるような、そんな仕組みがあればいいななんて思います。

話がずれたかもしれませんが。すみません。

ほかに委員の皆様から何かありませんか。

では、施策目標の②のほうではどうでしょうか。スポーツに親しめる機会の拡充ということで、4ページから7ページまであるわけなんですけど、大きく右半分あたりを中心に見ていただきながら、この辺で何かご意見等あれば、お願いしたいと思います。

教育部長

補足というか、あくまでもこれは発想の段階で、今皆さんから意見をいただいてこれで決まるというわけではなくて、これから何回もご意見をいただきながら、いろんな意見をいただいた結果で、この今右半分あたりに書いてあるのががらっとこれからまた変わるかもしれませんし。今のところ、こういう発想を事務局では持っていますよということなので、そういうことで自由にご意見をいただくということで。ここで決めるということではなく、ある程度何回か機会を設けさせていただきたいと思いますので、ある程度ご意見をいただいて、また次回にという形で進めていただければと思います。

教育長

今部長からあったように、内容的にもこれから大いに変更ありというふうな部分もあると。ただ、忘れていけないのは、本当に

将来の喜多方市を見据えた上での生涯学習・生涯スポーツのあり方はどうあったらいいのかという視点で見ていただきたいと思います。時間も結構押していますので、余り深入りはしませんが、どうぞこれお持ちになって、時々ちらちらと見ながら、次の回あたりからもここに対しての何か意見を求める機会があると思いますので、その辺でご発言いただければと思います。

施策目標のあと③ということで、残り 8、9 とあるわけなんです。ここについても、今お気づきの点とか何か報告があったらお願いします。よろしいですか。

それでは、内容等の変更等もこれからあるということもありますので、ここは持ち帰っていただいた中で、気づいた点があれば、次回以降、この委員会の場でご発言をいただければと思いますので、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、協議事項 8 についてはこの程度としたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

続いて、協議事項の 9 に移ります。喜多方市小・中学校給食費負担軽減事業検討結果報告（案）についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課長補佐

それでは、喜多方市小・中学校給食費負担軽減事業検討結果についてご説明申し上げますので、協議事項 9 の資料をごらんください。

まず 1 ページ目でございます。検討の趣旨でございますが、読み上げます。

安心して子供を産み、育てることができるまちづくりの一環といたしまして、子育て世代の経済的支援を行うため、平成30年度及び令和元年度の 2 カ年間、小・中学校における学校給食費の負担軽減事業を実施してきたところでございます。

本事業の平成30年度及び令和元年度の実績等をもとに事業の検証を行い、令和 2 年度以降における本事業のあり方や方向性などについて検討を行ったところでございます。

検討の経過につきましては記載のとおりでございます。

次の 3 でございますが、本事業の制度概要と実績でございます。

まず補助制度の概要でございますが、補助対象経費につきましては、本市内に住所を有し、本市内外の小・中学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒の学校給食でございます。

イ、補助対象者でございますが、市内小・中学校に在籍いたし

まず児童生徒。以下、市内通学者という表現をいたしております。
2つ目に、市内に住所を有し、本市以外の市町村に所在する小・中学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒。こちらにつきましては、以下、市外通学者といたします。

交付対象者につきましては、市内通学者分につきましては、保護者、教員等で構成されます学校給食費管理団体。こちらについては、以下学校給食費管理団体と申します。2つ目に、市外通学者は児童生徒の保護者でございます。

補助率につきましては、年間学校給食費総額の2分の1でございます。

2ページをごらんください。

実績でございますが、30年度及び令和元年度の実績を記載してございます。表1が30年度と元年度の交付実績でございます。なお、令和元年度につきましては、11月末時点の状況でございます。

上段でございますが、本事業の補助対象経費につきましては、児童生徒の学校給食費といたしておりますので、2ページの下の方にございます表2にありますとおり、本事業の対象外になっている児童生徒がでございます。その内訳でございますが、1つ目として、就学援助制度その他制度により保護者負担のない場合で、2ページ下の表2の中段にございますその他補助等により保護者負担なしという方々でございます。2つ目、給食提供がなく、弁当を持参している場合。こちら表2の右側でございますが、19名でございます。なお、本市補助対象者のうち、こちらは、主食、おかず、牛乳からなるのが完全給食と申しますが、その提供はございませんが、副食費といたしまして牛乳だけが提供されている給食がでございます。その児童生徒につきましては、本事業の対象者となっております。

続きまして、3ページでございます。

3ページ目の上段の表につきましては、令和元年度の適応状況の表となっております。

続きまして、交付方法ですが、交付方法の市内通学者につきましては、この表のと通りの流れでございます。イの市外通学者につきましては、表5の流れのとおりとなっております。

続きまして、4ページ目をごらんください。

事業の検証及び評価でございます。

まず、補助対象経費につきましてはでございますが、対象経費は学校給食費となっておりますので、本事業の対象とならない児童

生徒がいるということになります。また、副食費の牛乳に係る補助につきましては、完全給食と比較いたしますと補助金額に差異がございます、不均衡という状況になっております。その補足説明は、下部に記載のとおりでございます。

続きまして、補助対象者についてでございますが、本市に住所を有します全ての児童生徒を対象としておりますので、妥当と考えております。

続きまして、交付対象者でございますが、市内通学者におきましては給食費管理団体から直接給食施設に入金する仕組みとなっておりますので、安定した給食が提供できており、給食費徴収事務も軽減となっておりますので、効率的であるという観点から妥当と考えております。また、市外通学者につきましては、個別の交付方法以外の方法がございませんので、こちらも妥当かと考えております。

続きまして、交付方法につきましても特段問題はございませんので、妥当と考えております。

5ページをごらんください。

補助率でございます。他市の状況におきまして、特定財源を利用している相馬市を除きまして、一般財源で補助を行っている本市を含む3市の中で、全ての児童生徒を対象としているのは本市のみでございます。また、アンケートにおきましては、保護者の意見の中でも「現状維持」と「補助率を上げる」という意見が拮抗しておりまして、また、保護者を除いた一般市民のご意見でも「現状維持」が圧倒的に多かったことから、補助率をふやすことにつきまして理解を得られることは難しいと判断したところでございます。

以上のことから、現行の2分の1の補助率相当が妥当という結果でございます。

また、本市におきまして子育て世代への支援につきましては、学校生活における給食費補助や各種大会への参加費の補助のほか、子ども医療費助成など、子育てにおけるさまざまな場面において支援を講じているところでございます。

子育て支援施策につきましては、生活の中のさまざまな場面において、さまざまな視点から総合的に実施していくことが望ましいと考えております。

6ページをごらんください。

上段はアンケートにおける考え方を記載しております。

(4)の事業に対します全体評価でございますが、本事業につきましては補助対象経費について改善を図る必要がありますが、市民からも高い評価を得ておりますので、本事業を継続していく必要があると考えております。

7ページにつきましては、アンケートの結果でございます。

8ページをごらんください。

今後の事業展開における課題等の検討でございます。補助対象経費の考え方についてでございますが、子育て世代における経済的負担の軽減を目的として本事業を実施しておりますので、全ての児童生徒を対象とする必要がありますが、先ほどご説明いたしましたとおり、対象外となっている状況がありますので、改善する必要があると考えております。

具体的には、給食の提供がなく弁当等を持参している場合につきましても、本事業の対象とすることとし、年間の児童生徒1人当たりの補助実績額、こちらは小学校と中学校で単価が違いますので区分いたしまして、定額補助として交付する方法としたいと考えております。

また、牛乳のみの提供を受けている児童生徒につきましても、そのほかに弁当を持っていておりますので、同様に定額補助として交付する方法といたします。

6の今後の事業展開の方向性でございますが、全ての子育て世代に対し支援できるよう改善を図り、令和2年度以降も補助率2分の1を維持し本事業を継続することといたします。

なお、少数ではございますが、毎月の学校給食費の支払い負担を減らすため、現状は4月から9月までの半年間で徴収しているところでございますが、そちらを年間を通して、1カ月当たりの金額を少し下げてくれというご意見もございましたので、今後ともよりよい制度になりますよう、各関係施設、学校給食管理団体等と意見交換会を行っていくこととしたいと考えております。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。今、給食の負担軽減事業についての検証の中身について説明ありましたが、委員の皆様からご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

荒明委員

荒明です。

資料1の12ページ、市民からの反対意見のところが私としてはとても気になるところだなと思い注目をいたしました。

給食費の負担が始まって、学校に配当される教育予算がかなり

減額されて、とても厳しく云々ということで、結局は少人数学級になればなるほど学級で使えるお金というのは少なく、計算プリントを印刷するのなかなか大変だというようなことで、結果的には保護者の集金をちょっと上げていくということになっているんだなということを考えると、学校配当の教育予算がかなり減額されるということは、最終的に保護者負担、保護者集金というところの現状になりますので、何か教育の平等という観点で考えると、やはり教育予算を増額していくというのが一番望ましいことだというふうに私は考えていますので、その上でさらに予算的に余裕があるならば、給食費の支援ということもやぶさかではないのではないかなと思いました。

それから、給食費2分の1の支援についても思うところがあるんですが、方法的に目的に合っているのか、検討が必要ではないかなと思います。それは、本事業については子育て世代における経済的負担の軽減を目的としていると書いてあります。そうすると、現実的には保護者の所得は違いますし、子供の人数も異なるわけで、家庭の実態はそれぞれさまざま異なるわけですから、そういう観点でいけば一律に、1人の子供であっても何人の子供がいても、それから保護者の所得が違っていても、一律に給食費2分の1の補助というのはどうなのかなと思いました。実際問題私の子供が保育所に通っているときに、今はどうかわかりませんが、保護者の所得に応じて納めるお金というのは異なっております。それこそやはり大変な家庭の経済的負担を軽減するという、そういうことが昔から行われていたんだなということを考えますと、そういう観点も交えながらこの給食費の支援も考えていくべきじゃないかなと思いました。

そして、アンケートの結果、市民から高い評価を得ておりとありましたが、資料を見ますと、資料1の2ページに、一般市民の回答のところで回答率を見ますと27%というようなこの状況も見ますと、一概に多数と言えるのか。もちろん受益者の方はいただけるものならば助かるわけですから、これはどちらかというと大賛成。中には検討の余地があるという方もいましたけれども、受益者のほうは当然の結果であろうと思います。

だから、多数決の論理で考えるよりは、もう少し本事業の目的に本当に合っているのかどうかという観点から見直すことが必要かなと。この反対意見等を見ながら考えました。

以上です。個人的な意見です。

教育長 今、荒明委員から何点かあったわけなんですけど、ここについてどうですか。まず委員の皆様どうですか。

高橋委員 2分の1の支援が全ての人に必要かどうかというのは確かに考えさせられるところがあると思いました。ただ、2人目、3人目とお子さんがいる方については、支援があってもいいのではないかと私は考えます。

 あとは、公平にみんなが同じお昼を食べられるというのが基本だと思うので、難しい問題だけれども、子育て支援に対してみんなで力を注いでいこうという。何で私は払ったのに今の若い人は払わないのという、そういった考え方も確かにあるんだけれども、そこは少し考え方を変えて、支援しようとする気持ちも生まれるかなと思いますが。問題は、払えるのに払わないで済むなら払わないという保護者に対して、以前からそういう方はいらしたと思うんですけども、ちょっとそこは違いますよというのを、誰がどうやって教えればいいのかわからないんですけども、それこそ人づくりの指針なのかなと思ってしまうようなところがあるので、すごく長い時期を経てのことかなと思います。

 あと、財源をほかから持ってくるということはできないんじゃないかな。

教育長 ありがとうございます。今、荒明委員と高橋委員から、意見も含めた中でお話があったかと思いますが、その辺で何か答えられる部分はありますか。

教育部長 荒明委員からございましたが、所得に応じた方法もあろうかと思います。あと、他市町村を見ると、第2子目以降とか、第3子以降とかと区分しているところもあります。それぞれの自治体での考え方で、最終的にはどれが正解かというのはないと思うので、その部分は、まだ2年目全部終わっていませんけれども、2年間やってみて、1回少しかういう形で検証させていただいていますので、今後どうあるべきかというのは引き続き考えていく事項だと思います。ですので、アンケートの件も回収率等もありましたけれども、市民意向の把握の仕方とかというのも含めて検討して、今後引き続きどうあるべきかというのは探っていく必要があるんだと思いますし、そうしていきたいと思います。

 参考までに、アンケートの回収率の部分については、絶対人数もありますが、通常、アンケートというと対象者数に対して一定割合、アンケートの統計的な信頼度を確立するために一定割合のアンケートをまくわけですけども、回収率は大体やっぱり3割

前後が多いようです。そのぐらいでも、配布数が多ければアンケート自体の統計的な信頼度は確保できるという状況でございます。ただもっと、今回の場合は一般と保護者の部分、数字的なバランスが悪いということもあるので、今後とる場合は、そこは改善していくべきだと思います。

それから、高橋委員からありました財源ですが、財源はございません。南相馬市さんだけは、震災の部分があったので、特別な財源を持っておられますが、あとはどうしても一般財源というか、直接的にやっぱり手持ちのお金を出すような仕組みでないといけないという実態ではございます。

制度自体については、引き続きどうあるべきかというのは考えていきたいと考えていますが、今回の場合は、アンケートだけを見てもいろんな意見がありますし、委員の皆さんからの意見もあるので、当面は現状維持の方向で進んでいかざるを得ないかなと考えております。少なくともふやすというのは、アンケートからもそうですけれども、どうなのかなというのもありますし、検証しながらあり方を考えていきたいと思います。

遠藤委員

この事業が始まって、例えば保護者の未納の人が減ったとか、そういうことはあったんでしょうか。

教育長

未納の保護者の数ですが、この事業が始まって減ったとか、何かその辺がわかれば。

学校教育課長補佐

未納は、喜多方地区だけがいらっしゃいますが、減りました。具体的な数字は手元にはないんですけれども、やはり1カ月当たりの負担が減ったというのはあるかと分析しております。

教育長

未納率は減ってはきています。いいですか。（「はい」の声あり）

荒明委員

資料1の3ページの設問3のところで、保護者の方の中にもこの事業を知らなかったという方も実際にいるというのが、私はびっくりしたんですけれども、これは、最初納めて、年度末に戻ってくるみたいな形ですよ。（「状況説明」の声あり）

教育部長

給食費については、学校等を通して、給食費はいくらですよという通知をする形ですが、現在、補助後の額である2分の1の額を支払っていただいておりますので、毎月の額が減ったなど感じる方はいるかもしれないんですけれども、この制度の仕組みで減っているんだということがわからない人がいるかもしれません。わからない人がいるからその人はもらっていないということではなくて、当然小中学生は全員把握していますから、全部の方にその手続はしている。制度のお知らせというのはやるんですけれど

も、払っていただいてから補助金で出すという形はとっていないので、あまり知らなかった、制度がそうだったんだと改めて知ったということだと理解しています。

荒明委員

そうすると、限られた予算の中で保護者の経済的な負担をできるだけ、何とか手助けしようということでの支援をしているわけですから、知らなかったなんていう感じでは、ちょっと何か残念だなと思いました。それで、教育予算を削ってまでというか、それはどこから、給食費を援助するための予算が来ているのか。学校教育予算に配当する予算を削ってそれで行っているのかとか、それは知りませんが、実際問題として教育予算はかなり減らされている中で、そういう給食費の支援というのが行われているわけですので、やはり保護者にはこういう事業がありがたいのかどうかというだけではなく、喜多方市の財源というものを、もう少し現実をわかってもらうような説明というか、限られたお金ですから。そしてその分、どこが削られているか。削られているわけですね、実際ふえているわけではありませんから。そういうことも踏まえて、本当にいいのか。もらえば誰だって助かるわけですが、学校予算が減れば、それは子供たちに結局は影響しているわけですから、やはり人づくりということを考えたときには、食のほうの支援ではなく、私は学校教育のほうの支援のほうが子供たちに平等に行きわたることではないのかなと思ったものですから。そして、食べるということは、本来は親がそれは払うのが当然だというふうに私としては思ったものですから、予算がたくさんあるのであればよろしいんですけども、やっぱり順位ということを考えたときには、教育予算をもっとふやすべきだと思います。

以上です。

教育部長

イメージ的に、皆さん教育予算が減らされているというか、減っているというイメージを持たれているかもしれないですけども、教育予算は他の部署から比較すると、ここ数年格段にふえてきているんです。今年度も20%シーリング、20%皆減らされているというイメージでいたかもしれませんが、教育予算はふえているんです。この事業だけじゃないですけども、ほかにいろんな特別支援だったり、学校の英語の関係だったり、あとコンピューターのプログラミング教育だったり、新たないろんな需要が出てくるので、そこの部分について必要な部分は予算措置をしているというのが実情です。ただ、節約すべきところは節約す

べきなので、学校だけじゃなくて直接我々が使う消耗品関係もそうですねですけども、そこはできるだけ節約するというのは努力目標に当然すべきなので、そこは配当分については当然減る。その部分の範囲でことし1年頑張ってみてねということに、我々も含めてですけども。学校でもやっていますけれども、片面使用済の紙を使用するだとか、細かいことで言うと、できるだけコピー機は使わないでパソコンのプリンターのほうからの出力約するとかやっています。例えば消耗品あたりは、ほかの課からの融通してもらったり、そういう工夫はやっぱり必要なんだろうと思います。当然おっしゃるように、お金は青天井であるわけではないので、工夫すべき点は工夫して、あと教育に必要な部分についてはお金をかけるというようにはしているところでございます。

あと、周知の部分はごもつともで、これだけじゃなくて、各種大会の遠征費、交通費だとか宿泊費を補助しているというのは、ほかの市町村ではないんです。あっても少ない。ただ、それを保護者の方が知っているかということそうではないということがあるので、そこは、こういうことでやっています、こういうことで使っていますということは周知していかないといけないのかなと思っています。なかなか紙ベースでお知らせしても、なかなか伝わりづらいというのはあるんですけども、折に触れてやっていきたいとは思っています。

高橋委員

先ほど、子どもの給食費は親が負担するのは当然というお話がありまして、そのとおりだと思うんですが、ただ最近、金銭的な理由だけでなくほかのいろいろな理由で、親が子どもにきちんとした食事を与えないという現状があって、例えば子ども食堂のようなものが不可欠になっている地域もあるということをちょっと聞いたことがあるんですが、喜多方市の場合はそういった問題があるのかどうかというのも、今でなくていいので、もしそういった現状もあるようだったら、そういう家庭に対しての支援というのは当然必要になってくるので、やはりそういうところも踏まえたソフトな着地点というか、それを考えていただきたいと思います。

教育長

子ども食堂については、喜多方市でも実際やっている団体さんがあって、そこにお世話になっている子どもさんも実際にいます。今高橋委員からあったように、いわゆる金銭的というよりも、家庭の事情で食事を子供に与えないというか、不十分な食事になってしまっているというところもあって、子ども食堂があることで

救われているお子さんもいます。実際、そういう実態はあります。

だから、いろいろな部分で考えさせられるところはあるんですが、やっぱり子供を育てる上での支援策としては、一つの手だてではあるのかなとも思いますけれども。ただ、学校予算等がこれに伴って削られたという考え方では、これは困るわけで、実際確かにやや予算的には減額というのはあったのかもしれないけれども、学校としてやっていけない中身ではないはずなんです。だから皆さんも、例えば現金を持って生活していて、去年が10あってことしも10あれば、同じ生活は大体できるだろうけれども、去年10あって、ことしが5くらい、極端ですが、そうなったときには、5を見据えながら生活するじゃないですか。10の生活をやったら当たり前で足りなくなる。だから、その辺の感覚がやっぱり学校にとっても必要だし、保護者にとっても必要なんだろうと思います。

だから、先ほどもあったけれども、アンケートの中で、補助をこんなに出しているのに知らないという部分もある。ここもやっぱり大きな課題で、もらうほうは、もらっていれば当たりの感覚になってしまうのが、人の本当に悪いところで、それが削られると何だいと、こう思う人もいるという、とんでもない話で、市の行政というのは学校教育だけではなくて、他課もみんなそうなんです。究極のサービス業だと思います。だから、サービス業であるという部分、捉え方の言葉は悪いのかもしれないけれども、本当、日に日に、年々、その範囲は広がってくる。でも財源的には決まっているわけです。だから、その辺もやっぱりご理解していただかないとまずいし、いただいているもの、例えば大会の補助もそうだけれども、先ほどあったように喜多方市はとても手厚いところだと思います。お隣の若松を見ても、こんな全額補助なんてやっていないですからね。すごいところなんです。議会の議員さんに対してもいろいろ、何で補助でこんなに使うんだという質問があった場合も、子供たちがこれだけ頑張っているんですよという、ああそうか、頑張れと、そういう部分があつて、とても温かいまちだなと思うんですが、そういうところが実際、保護者一人一人、先生方も含めてですが、届いていない。だから、我々のこれからの活動の中には、そういったことが心の中に届くような、そういった活動も必要なんだと思うんですけれども。とても難しい問題ですね。だから、安易に学校予算が減額されたから保護者から集めるというのはちょっと短絡的で、やっぱり考

えていただかなければいけない部分はあるかなと。

確かに学校の運営というのは市の予算、あと県費予算、それから保護者負担の3つから成り立っているわけなので、やっぱり保護者に時々負担がかかるという部分はやむない部分はあるんですが、ただ簡単にそれを方法として考えていただきたくはないなと思います。

余計な話をしましたが、すみません、12時を過ぎてしまいました。

教育総務課長 時間になりましたので、協議事項10と11につきましては、委員の皆様を持ち帰っていただいて、よくごらんになっていただきたいと思います。次回、2月の定例会のほうでまたご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

教育長 この学校給食の負担軽減事業についても、ちょっと中途半端になってしまいましたが、何かあったら、ほかにございましたら。

遠藤委員 もし来年から負担軽減事業をやめて、今年2,000円なのが来年から4,000円になったと。もしそうなった場合、保護者の負担というのは結構大きいと思うんです。やっぱりこうして補助をしているよというアピールを一生懸命していかないと、そうなったときのダメージが大きいと思うので、制度のお知らせはしっかりしていったほうがいいだろうなと思うので、その辺よろしくお願いいたします。

教育長 いろいろ補助したり支援しているんだというところをやっばりもっと強く伝えるべき、そういう時代にもなっているのかなというふうに思います。

時間になりましたので、先ほど教育総務課長からあったように、協議事項で10と11、それからその他の部分ができませんでしたが、最後に9番の今後の日程だけお願いしてよろしいですか。

教育総務課長 それでは最後の13ページをお開き願います。

定例会の関係につきましては、記載のとおり変更ございませんので、よろしくお願いいたします。

下段の今後の日程でございますけれども、令和2年喜多方市成人式が令和2年1月12日、今週の日曜日でございます。13時半から喜多方プラザ文化センターで開催いたしますので、委員の皆様のご出席をお願いいたします。

2つ目につきましては、先ほど議案37号で説明したとおり、教育委員会表彰式を2月11日、建国記念の日でございますが、10時30分から喜多方プラザの文化センター小ホールで開催いたしま

すので、こちらについてもご出席のほうよろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございました。では、日程関係はよろしいでしょうか。

遠藤委員 小学校卒業式、中学校卒業式の日程、それから4月当初くらいまでの日程がわかれば教えていただきたいのですが。

学校教育課主幹 小学校の卒業式は3月23日の月曜日です。中学校の卒業式は3月13日の金曜日。入学式は4月6日の月曜日になります。教職員の離任式ですが、聖火リレーが3月27日なので、「ぶつかったんだね」の声あり）変更して3月30日にする予定です。着任式ですが、4月3日で考えておりますが、まだ決定ではないので、わかり次第お知らせします。

教育長 今ありましたように、ちょっと不確定な部分もありますが、なお後ほど詳しい日程についてはお示ししたいと思いますので、よろしいですか。（「はい」の声あり）

 それでは、中途になって申しわけありませんでした。

 これで本日の1月の教育委員会定例会の終わらせていただきます。申しわけありません。

 終了時刻ですが、午後の12時6分ということでお願いいたします。

 お疲れさまでした。

閉会（午後0時06分）

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

二 番 委 員

三 番 委 員

四 番 委 員

教育総務課長補佐